

宇和島東高等学校同窓会会議規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、宇和島東高等学校同窓会会則第6章の会議について必要な事項を定める。

（会議における議決）

第2条 会議における議決は、会を構成する出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（会を構成する出席者）

第3条 前条における各会議を構成する出席者とは以下の通りとする。

1. 総会は、会員で構成する。
2. 理事会は、理事、常任理事、正副会長で構成する。
3. 常任理事会は、常任理事、正副会長で構成する。
4. 正副会長会は、正副会長で構成する。

（議長）

第4条 各会議の議長は原則として次の通りとする。

1. 総会の議長は、副会長がその任にあたる。
2. 理事会の議長は、副会長がその任にあたる。
3. 常任理事会の議長は、副会長がその任にあたる。
4. 正副会長会の議長は、会長がその任にあたる。

（監事および顧問の会議への出席と議決権）

第5条 監事および顧問は必要に応じて理事会および常任理事会に出席して意見を述べる事が出来るが、議決権は有しない。

附則

この規程は、平成28年7月3日から施行する。